



利 用 約 款

<本約款の適用>

第1条 当倶楽部をご利用になるお客様（会員・非会員問わず）は、当倶楽部会則・細則等によるほか、本約款を必ずお守りいただき、安全で快適なプレーをお楽しみ下さるようお願い申し上げます。

<利用契約の成立>

第2条 当倶楽部においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名してください。それにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

<休業日・開場時間>

第3条 当倶楽部の各施設の休業日と開場時間は、当倶楽部の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

<利用並びに利用引受けの拒絶>

第4条 当倶楽部は、次の場合には利用又は利用の継続をお断り致します。

1. 利用者が暴力団員又は暴力団関係者である時。
2. 利用者が公の秩序もしくは善良な風紀に反する行為をなす恐れがあると認められる時
3. 利用者が伝染病者等であると認められた時。
4. ペット類や他人に迷惑のかかる物を施設へ持ち込んだ場合。
5. 天変地異、施設の故障、補修、その他やむを得ない理由によりゴルフ場をクローズする時。
6. 満員のため、スタート時間を確保できない時。
7. ルール、マナー、その他エチケットに反し、または警告を無視してスロープレーを改めない時。
8. その他本約款に違反した場合及び当倶楽部の施設を利用することが好ましくない事由がある時。

<施設利用及び利用継続の拒絶とそれに対する免責>

第5条 当倶楽部は、前条の施設利用及び利用継続の拒絶について、返金・損害賠償等の責任を負わないものとする。

<金銭その他の貴重品>

第6条 金銭その他の貴重品については、その種類及び価格を明示して、フロントにお預け頂かない限り、責任は負いません。お預かり品は預り証の持参の人にお預り証と引き換えにお返しします。なお、利用者は自らの責任において当倶楽部設置のセキュリティボックスを利用できます。この場合、金銭その他の貴重品等に紛失、又は盗難等の被害については、当倶楽部はその損害の賠償を負いません。なお、高額な現金や高価なものはゴルフ場内に持ち込まないようお願い致します。

<携帯品・自動車>

第7条 携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損害等については当倶楽部は一切の責任を負いません。

<プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守>

第8条 ゴルフは時により特に大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイス如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーしていただきます。万一プレー中に他のお客様に損害を与えた場合は、お客様の責任において解決していただきますので、十分ご注意ください。また、場内には、スロープ、階段、給排水施設、スプリンクラー、カートパス、植木などのゴルフ場特有の施設や状況があります。人工物、自然物の如何にかかわらず、施設内での事故、ケガ、損害等についてプレーヤーの自己の責任において対処するものとし、当倶楽部は一切責任を負いません。

<ティグラウンドにおける素振り>

第9条 素振りはティー・マーカー内の打席又は、特に指定された場所以外は行わないで下さい。ティショットを行うプレーヤー以外は、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

<プレー中の歩行>

第10条 ゴルフ場内には滑りやすいところが多くありますので、プレー中は足元に十分ご注意ください。なお、コース内の人工物、自然物が原因によるプレーヤーの靴、衣類、クラブ等への損耗、傷や汚れに関しては当倶楽部は一切責任を負いません。

<飛距離の確認>

第11条 先行組に対しては、後続組のプレーヤーは、キャディ等のアドバイス如何にかかわらず自己飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。万一先行組に打ち込んだ場合は、直ちに大声で『フォアー』の発声を行って危険の発声を知らせて下さい。

<打者の前方に出ないこと>

第12条 同伴者は、打者の前方に絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当倶楽部は一切責任を負いません。

<隣接ホールへの打ち込み>

第13条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し慎重に打球してください。

<ホールアウト後の退去>

第14条 ホールアウトした後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

<雷鳴があった場合>

第15条 雷鳴があった場合、または危険防止のための避難指示があった場合には、直ちにプレーを中断し、防雷シェルター等安全と思われる場所に避難してください。

<乗用カートの使用>

第16条 乗用カートに乗られるプレイヤーは、カートに掲示されている注意事項をはじめ以下の項目を確認の上、走行中ならびに乗車時の安全に十分注意してください。乗用カート进行操作する場合は、ゴルフコース内の案内指示に従い、安全運転に努め、同乗者の安全に十分注意してください。飲酒運転は禁止します。故意または過失によりカート事故を起こした場合、事故により生じた損害を賠償していただきます。

1. カート走行中

- ① 必ずシートに座り、カートの把手部分に掴まって下さい。
- ② カートから身体、衣服、用具等がはみ出さぬよう留意して下さい。
- ③ 走行中乗車または下車しないで下さい。

2. キャディ付きの場合

- ① カート操作は、キャディがいたしますので、操作しないで下さい。

3. セルフプレーの場合

- ① カートの運転は、自動車運転免許証所持者に限定してください。
- ② 運転者は、カートの前後を確認し、必ず他の利用者が着席したことを確認の上発車してください。
- ③ カートは、打球が当たるおそれのある位置には停めないで下さい。打球により生じた破損は賠償していただきます。
- ④ カートの運転操作ミスによる事故について、当倶楽部は一切の責任を負いません。

<利用の責任>

第17条 お客様が故意または過失によって、従業員や施設等に損傷を与えた場合は、それによって生じた損害金の一切をお支払いいただきます。

<違背の場合の責任>

第18条 利用者が本利用約款に違背して、第三者に損害等の事故を発生させた場合又は、損害等の被害を受けた場合、当倶楽部は一切損害賠償などの責任を負いません。

<プレー終了後のクラブ等の確認>

第19条 利用者がプレーを終了した場合には、クラブ等の点検・確認を慎重に行い、異状の無い場合には、所定の伝票に署名をして頂くことと致します。確認・署名後のクラブ等の不足及び傷等については当倶楽部は責任を負いません。

<施設への持込品>

第20条 施設内へ下記のものを持込むことを禁止致します。

1. 著しく悪臭を放つもの
2. 銃砲刀剣類等
3. 火薬、揮発油等発火・爆発の恐れがあるもの
4. 騒音を発するもの
5. 愛犬などのペット類

<行為の禁止>

第21条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、広告宣伝等の行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
4. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）。なお、許可した場合であっても、利用者以外が傷害などの被害を受けた場合、当倶楽部は一切損害賠償などの責任を負いません。

<ロッカーの利用>

第22条 ロッカーの鍵は、利用者各自が十分注意を払って管理してください。ロッカー収納品の事故については、当倶楽部は一切の責任を負いません。

<飲酒運転の禁止>

第23条 当倶楽部への往復時および当倶楽部内においては、絶対に飲酒運転を行わないでください。

<禁煙>

第24条 喫煙は必ず所定の場所で行ってください。喫煙の際はマナーを守り、タバコの吸殻は必ずよく火を消して備え付けの吸殻入れにお入れ下さい。

<宅配便の取り扱い>

第25条 当倶楽部は、ゴルフクラブ、バッグ、シューズ等について、ご利用者の為に宅配便のお取次ぎをいたしますが、お取次ぎの際にこれらの物品に盗難、破損、紛失等の事故が生じて、一切責任を負いません。

<個人情報の取扱い>

第26条 1. 当倶楽部は予約時点で電話・FAX・電子メール等でいただいた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名いただきました利用者の個人情報につきましては、当倶楽部の情報セキュリティポリシーに則り、安全に管理致します。
2. 当倶楽部では、遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送など、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

<遺失物の取扱い>

第27条 当倶楽部内での遺失物（忘れ物を含む）は発見した日より、3か月間お預かりします。該当される方は上記期間内に連絡してください。ご本人より連絡がない場合は、所有権を放棄したものと、当倶楽部にて廃棄処分などの処理をします。

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義誠実の原則に従って解決されるものと致します。